現所有者申告書兼相続人（代表者指定）届

年　　月　　日

つがる市長　様

私（①届出人）は、地方税法第９条の規定により、下記被相続人（②）が納付すべき市税に係る納税義務を承継するものとします。あわせて、下記被相続人の所有していた土地及び家屋があるときは、地方税法第３８４条の３及びつがる市税条例第７４条の３の規定により、私が現に所有していることを申告します（③）。なお、当該土地及び家屋について相続登記がなされたときは、相続人に所有権が移転することに異議ありません。

また、相続した者が２人以上となるとき（④）は、私が地方税法第９条の２に規定する相続人の代表者となるものとします。

なお、被相続人が納付すべき市税以外の徴収金及び給付に関する書類について、別に相続人を指定した場合を除き、私が受領することに差し支えありません。

＜注意＞個人においては、本人がした手続きであることを確認するため、届出人は、個人番号（マイナンバー）を記載し、マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付き身分証明書を提示（郵送の場合は写しを添付）してください。
個人番号の利用目的…地方税の賦課徴収に関する事務（番号利用法別表24の項）

①届出人 現所有者及び相続人 （2人以上の場合は相続人代表者）	住所・所在地	〒　　－	電話番号			
	フリガナ		個人番号（マイナンバー）			
	氏名・名称		法人番号			
	生年月日	年　月　日	被相続人との関係		相続分	／
②被相続人	住所					
	氏名		死亡年月日	年　月　日		
税目	□右の全て　□ 固定資産税　□ 市・県民税及び森林環境税　□ 軽自動車税					
固定資産税 相続登記	□登記予定あり（　　年　　月頃）　□未定					

固定資産税 ③現に所有する土地又は家屋	所在地番	地目/種類	地積/床面積
□ 全部	つがる市		㎡
□ 一部（右に記載）	つがる市		㎡
	つがる市		㎡
	※「全部」を選択した場合、上記所在地番等の記載は不要です。		

④相続人が2人以上の場合 届出人①以外の、現所有者及び相続人である者 ※それぞれ自署	住所	氏名	続柄	相続分
				／
				／
				／
				／
	①届出人以外に相続人がいる場合は、遺産分割協議書の写しを添付すること。			

相続放棄した者がある場合は、相続放棄申述受理の通知書又は証明書を添付してください。

市処理欄　税務課・収納課

収納課	課長	課長補佐	係長	課員	担当

収受印

現所有者の申告及び相続人（代表者の指定）の届について

１．納税義務の承継について

地方税法第9条の規定により、納税義務者が死亡したときは、その相続人が、当該納税義務者に課されていた納税義務を承継することとなっています。死亡した後に納期限が到来する市税や、滞納している市税も納付する必要があります。相続人が2人以上いる場合は、相続分に応じた税額を納付する義務が生じますので、相続分（持ち分）を記載し、遺産分割協議書の写しを添付してください。

２．相続人代表者の指定の届出について

地方税法第9条の2の規定により、2人以上の相続人に相続したときは、そのうちから相続人代表者を指定し、届け出る必要があります。相続人代表者は、相続人を代表して納税通知書や還付の書類を受領することになります。納付すべき税額は、それぞれの相続人の相続分に応じた納税義務が生じていますが、相続した財産価値を税額が下回る場合は、相続人代表者がそれらの納付について責任を負います。

例えば、Aの土地を相続人アに、Bの土地を相続人イに分けた場合、それぞれAとBの相続人は1人ずつとなり、それぞれ別に現所有者を申告する必要があります。AとBの土地を、相続人アと相続人イの共有財産として相続した場合は、相続人が2人となるため代表者を指定する必要があります。相続分が未定の場合は承継される納税義務が法定相続分にあん分されます。

３．土地家屋の現所有者について

地方税法第343条第2項の規定により、不動産登記簿又は固定資産税（補充）課税台帳に登録されている所有者が死亡したときは、その後に実際に所有している方（現所有者）が固定資産税における所有者（納税義務者）となります。土地にあってはその土地内に居所を設け、田畑を耕作し、又は自己の所有物を保管するなど、家屋にあってはその家屋内に居住し、又は自己の所有物を保管するなど、ほかに占有する者がない状態を指します。ただし、当該土地家屋の使用に際し相続人との間に賃貸借契約関係が認められる場合は、貸主である相続人が所有者となります。

４．相続登記との関係について

相続登記がされた場合には、この申告・届出に関わらず相続登記された方が所有者となります。登記されている土地・家屋についてこの申告・届出の後に相続登記された場合は、登記された所有者を固定資産税の納税義務者とします。令和6年以降、相続登記が義務化されていますのでお忘れのないようご注意ください。登記されていない土地・家屋については他の物件の相続登記にかかわらず、この申告・届出により所有者が変更されます。

５．相続放棄について

相続人が家庭裁判所に相続放棄（相続を知った日から3か月以内に可能）を申述した場合は、相続放棄申述書受理の通知書又は証明書の写しを市に提出してください。相続放棄では、相続が発生した時点にさかのぼって放棄されますが、所有者死亡のあと1月1日を過ぎて相続放棄が受理された場合、1月1日時点では課税台帳に登録されうる相続人として扱われますのでご注意ください。

６．申告・届出がない場合

この申告及び届出が無い場合は、地方税法第9条の2第2項の規定により、市長が相続権を有する者のうちから相続人代表者を指定し、通知します。その場合も、上記2にあるとおり、各相続人の共有財産となります。

７．市税等の口座振替について

亡くなられた方が、納付すべき市税等の納付を口座振替としていた場合や、他の家族などの市税等の振替口座の名義人となっていた場合は、納付方法の変更が必要となります。新たに相続人の口座振替を希望される場合は、通帳と届出印を持参しその口座の金融機関（納税通知書に記載）で手続きしてください。